

香南市先端設備等導入事業費補助金募集要領

1 事業内容

市内中小企業等の先端設備等の導入の促進を図ることを目的として、中小企業者等経営強化法の先端設備等導入計画に基づき先端設備等を導入する場合に、資金の一部を支援します。

2 募集期間

令和8年3月31日まで

3 補助の対象者

本事業は、次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 香南市内に事業所を有する中小企業者（※）
- (2) 先端設備等導入計画に基づき、令和8年3月31日までに先端設備等を取得し、取得に係る経費の支払いを完了させた者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 補助金の交付を申請する日以後も香南市内で事業を継続する意思がある者

（※）中小企業等経営強化法上の中小企業者

4 対象となる事業

対象事業は、次の全ての項目に該当する設備等とします。

- (1) 市が行う先端設備等導入計画の認定を受けた設備で令和7年4月1日以後に市内の事業所に導入されるもの（※）
- (2) 令和8年3月31日までに支払いが終了していること
- (3) 市の他の補助金等の対象となるものでないこと。

（※）直近の事業年度末と比較して労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれる設備。中小企業等経営強化法により定められた国の導入促進指針および市の導入促進計画に適合する先端設備等導入計画の策定が必要になります。経営の革新を伴わない単なる機械設備の更新や買い足しはこれに該当しません。

先端設備等導入計画の認定に関しては、香南市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kochikonan.lg.jp/soshikikarasagasu/shokokankoka/sangyoshinko/4/1/2239.html>

裏面もご確認ください。

【対象となる設備の例】

設備の種類	最低価額 1台1基又は一の取得価額	その他
機械装置	160万円以上	※家屋と一体で課税されるものは対象外
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	

5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の取得に要する経費の額（消費税等相当額を除く）とします。

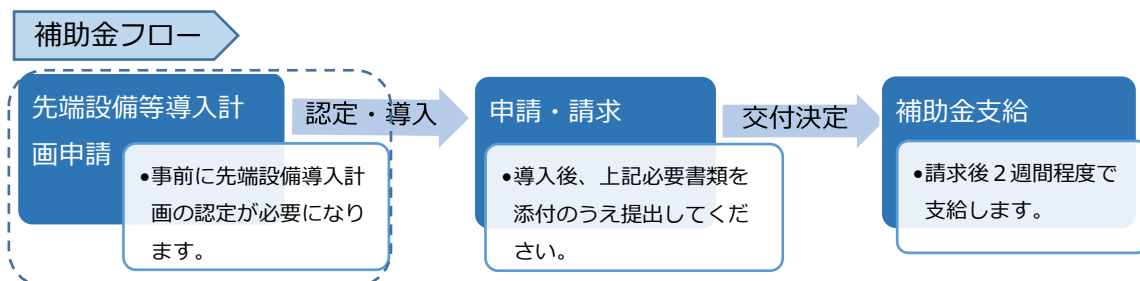
6 補助金限度額

補助対象経費の10分の1に相当する額とし、30万円を限度とします。
（1,000円未満切り捨て）

7 申請手続き

申請をされる方は、期間内に次の申請書等を商工観光課まで提出してください。申請書（様式第1号）は先端設備等導入計画認定時に同封いたします。また、市のホームページからダウンロードも可能です。

- ・香南市先端設備等導入事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・先端設備等導入計画の認定を証する書類の写し
- ・支払を確認できる書類（領収書の写し等）
- ・導入した先端設備等の写真
- ・市税の滞納のない証明
- ・その他市長が必要と認める書類



申請の受付・お問い合わせ先

〒781-5292 香南市野市町西野 2706 香南市商工観光課 商工振興係

Tel:0887-50-3013 Fax:0887-50-3014 E-mail:shoukou@city.kochi-konan.lg.jp